



特殊車両通行許可審査の集約化のお知らせ

- **平成27年4月1日**から、以下の事務所の**特殊車両通行許可審査**を**大阪国道事務所**に集約します。

大阪国道事務所
京都国道事務所
福知山河川国道事務所
姫路河川国道事務所
豊岡河川国道事務所
和歌山河川国道事務所



平成27年4月1日から
左の事務所の審査は全て
大阪国道事務所で行います。
※オンライン窓口及び審査を集約

- 集約される事務所でも、これまで通り紙申請、FD申請の受付は行いますが、**申請書を大阪国道事務所**に送付するため、**審査に時間を要すること**になります。

【ご注意ください】

- 近畿地方整備局管内の上記以外の事務所、府県・政令市及び市町村の窓口及び審査については、これまで通り変更はありません。
- これまで、集約される事務所へオンライン申請をされている方は、大阪国道事務所へ申請をお願いします。
- 集約される事務所で受付した紙申請・FD申請についても、大阪国道事務所で行うため、申請内容についての確認や修正依頼等は大阪国道事務所から行います。
- 集約される事務所にお持ちいただいた申請書に関する問合せは、大阪国道事務所をお願いします。

審査の集約化についての問合せ先

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課 特殊車両係
TEL:06-6942-1141(代表) (内線 4531)

オンライン申請についての問合せ先

国土交通省 関東地方整備局 特車運用事務局
TEL:048-601-3223
インターネット <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>